

(独) 日本学生支援機構 (JASSO)  
2024 年度海外留学支援制度 (協定派遣) 奨学金について

返済不要の  
給付型奨学金

### 1. 海外留学支援制度 (協定派遣) とは

海外留学支援制度(協定派遣)は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)(以下「高等教育機関」という。)が、諸外国の高等教育機関(大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)に相当する諸外国の機関をいう。)等と学生交流に関する協定等を締結し、それに基づき、諸外国の高等教育機関等へ短期間派遣される学生に対して、留学に係る費用の一部を奨学金として支援することにより、グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的とします。

【参考】JASSO ホームページ 海外留学支援制度 (協定派遣)

[https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship\\_a/haken/index.html](https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/haken/index.html)

### 2. 奨学金支給対象者の資格及び要件

以下の①～⑧の資格及び要件をすべて満たす者とします。

- ①日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者(定住者は含まない、特別永住者は含む)
  - ②学生交流等に関する協定等に基づき、派遣先大学等が受入を許可する者
  - ③経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者
    - ・ 機構が実施する2024年度第二種奨学金在学採用の家計基準(下記参照)を目安とし、その基準を超えない者を優先とします。
    - ・ 奨学金支給割当人数に余剰が生じる場合は、在籍大学等において「経済的理由により、自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者」として認める者も対象とします。
- ※第二種奨学金在学採用の家計基準を上回る場合でも、追加資料の提出等により「自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者」と判断される場合がありますので、所属学部・研究科の学務係(または学務部留学交流推進課)へご相談ください。

【収入・所得の上限額の目安 (JASSOホームページより)】

<学部生>

世帯人数	想定する世帯構成	(●) が給与所得者世帯 (年間の収入金額)	(●) が給与所得者以外の世帯 (年間の所得金額)
2人	あなた、 親A (ひとり親) (●)	1,180 万円	905 万円
3人	あなた、親A (●)、 親B (無収入)	1,127 万円	891 万円
4人	あなた、親A (●)、 親B (●※1)、高校生	1,309 万円	937 万円
5人	あなた、親A (●)、親B (● ※1)、高校生、中学生	1,387 万円	1,003 万円

※親Bは、例として、給与所得の場合(左表)は収入300万円、給与所得以外の場合(右表)は所得200万円としています。

※表中の数字はあくまで目安です。収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い状況等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や、下回っていても対象とならない場合があります。

※「進学資金シミュレーター」で、収入基準に該当するかおおよその確認ができますので、ご利用ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/document/shogakukin-simulator.html>

【参考】JASSOホームページ 『大学等で受ける第二種奨学金の家計基準(在学採用)』

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_2shu/kakei/zaigaku/daigaku.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kakei/zaigaku/daigaku.html)

<大学院生>

修士・博士前期課程・専門職大学院	536 万円
博士後期課程・博士医・歯学課程	718 万円

### 【家計基準確認にかかる提出書類】

<学部生の場合>生計維持者（原則父母）の所得・課税証明書（無収入の場合も家計支持者となる。）  
所得を証明する書類は、市町村役場発行の所得・課税証明書の写し。所得がない場合は市区町村発行の非課税証明書の提出を求める。原則、2023年中の所得を確認する。2023年分が発行前であれば、2022年分で確認する。

※所得・課税証明書は次の項目が記載されているものを提出してください。：

合計所得金額、本人控除情報、扶養控除情報、課税標準額、市町村民税調整控除額

<大学院生の場合>「収入計算書（学内様式）」及び以下の証明書類

- ・本人および配偶者に定職収入がある場合：源泉徴収票または所得税の確定申告書（控）
- ・アルバイト収入の場合：源泉徴収票、給与支払証明書等
- ・父母等からの給付額：給付年額の証明（「収入計算書」に父母等が自署）
- ・奨学金を受けている場合：奨学金受給額を証明する書類のコピー

※大学院生の家計基準および提出書類詳細は、大学院第二種奨学金案内ページ（下記URL）にて確認のこと。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_2shu/kahei/zaigaku/in.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_2shu/kahei/zaigaku/in.html)

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/in.html>

- ④派遣プログラム参加にあたり、必要な査証を確実に取得し得る者
- ⑤派遣プログラム終了後、在籍大学等に戻り学業を継続する者又は在籍大学等の学位を取得する者
- ・退学・除籍の予定がある者は、要件を満たしません。
  - ・プログラム途中で卒業・修了する者は、要件を満たしません。
- ⑥在籍大学等における学業成績が優秀で人物等に優れており、かつ、次に定める方法で求められる、在籍大学等における選考時の前年度の成績評価係数が**2.30以上**（3.00満点）※である者
- ・成績評価係数は、「成績評価係数計算表」（下記HPよりダウンロード可）に、学務情報システムで確認した単位数、成績等を入力することで算出できます。  
<https://www.niigata-u.ac.jp/international/study-abroad/scholarship/jasso/>
  - ・前年度の成績がない場合は、選考時の前学期分の成績から算出するものとします。
  - ・成績評価係数で表すことができない場合は、別に定める様式に、特に成績が優秀であり、成績評価係数2.30相当以上であることを明記します。
  - ・プログラムにより、成績評価係数2.00以上2.30未満の学生が、新潟大学派遣留学支援制度で定めるオープン枠の対象となる場合がありますので、各プログラムの募集説明会等でご確認ください。

### 【成績評価係数の算出方法】

下記の表により「成績評価ポイント」に換算し、計算式に当てはめて算出（小数点第3位を四捨五入）

成績評価	成績評価				
	優	良	可	不可	
4段階評価(パターン1)	—	優	良	可	不可
4段階評価(パターン2)	—	A	B	C	F
4段階評価(パターン3)	—	100～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン4)	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下
5段階評価(パターン5)	S	A	B	C	F
5段階評価(パターン6)	A	B	C	D	F
成績評価ポイント	3	3	2	1	0

（計算式）

$(\text{評価ポイント3の単位数} \times 3) + (\text{評価ポイント2の単位数} \times 2) + (\text{評価ポイント1の単位数} \times 1) + (\text{評価ポイント0の単位数} \times 0)$   
総登録単位数

※履修した授業について単位制を採らない場合は、科目数を全て単位数に置き換えて算出すること。

### 【算出上の注意】

- 1) 点数等により成績評価がなされない「認定」の場合は、計算（分母及び分子）から除外する。
- 2) 「履修放棄」した科目については、0点にて計算する。

⑦本制度以外の、派遣プログラム参加のための奨学金等（渡航に掛かる費用及び返済が必要な貸与型奨学金や学費ローンは含まれない）を受ける場合、当該奨学金等の支給月額（複数の団体等から受ける場合は合計金額の月額換算額）が、本制度による奨学金月額を超えない者

- ・本制度以外の奨学金等を受ける場合、奨学金等支給団体側が本制度の奨学金との併給を認めない場合がありますの

で、当該団体に確認してください。

- ・日本学生支援機構が実施する「第一種・第二種奨学金」（貸与型）との併給は可能です。
- ・日本学生支援機構が実施する「給付奨学金」との併給は認められません。休止手続きが必要です。
- ・「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN新・日本代表プログラム～」との併給は認められません。

⑧外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域以外に派遣される者

- ・派遣学生として登録する時点で、派遣先大学等の所在地が「レベル2」以上に該当する地域になった場合は、本制度の派遣学生として登録することは認められません。また、留学期間中に「レベル2」以上に該当する地域になった場合は、奨学金の支給を原則見合わせるようになります（「レベル1」に下がるまで奨学金を支給することができません）。

### 3. 奨学金月額

- ・指定都市 10万円（シンガポール、ジュネーブ等）
- ・甲地方 8万円（アメリカ、カナダ、フランス、トルコ等）
- ・乙地方 7万円（オーストラリア、ニュージーランド、ロシア、韓国、フィリピン等）
- ・丙地方 6万円（中国、台湾、スリランカ等）

### 4. 報告書等

本奨学金の受給者には、JASSO への報告書の提出やアンケートの回答が義務づけられています。

### 5. 渡航支援金

以下の家計基準を満たす者に渡航支援金（16万円）を支給します。家計基準を満たさない場合でも、派遣期間が156日以上（奨学金支給回数6回以上）の場合は渡航支援金（13万円）の支給対象となります。

<渡航支援金家計基準>世帯の所得金額が次の金額である JASSO 奨学金支給対象学生が対象となる。

給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が300万円以下
給与所得以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）200万円以下

申請の際は、「2024年度海外留学支援制度（協定派遣）渡航支援金概要」を確認の上、申請してください。

※採用後、奨学金受給にあたっては、2024年度海外留学支援制度（協定派遣）採用学生専用ページ（下記URL）も併せてご確認ください。

[https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship\\_a/haken/2024.html](https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/haken/2024.html)